

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、風水害等災害に関し、関係機関の防災業務を明確にし、相互間の緊密な連絡調整を図るとともに、特に災害発生後における迅速な救助活動と速やかな復旧活動を実施することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画—風水害等災害対策—

(1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年（1961年）法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定により、東海市防災会議が東海市防災会議条例（昭和44年（1969年）東海市条例第86号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき作成する計画であり、東海市の地域に係る災害に対処するため予防、応急活動及び災害復旧の各分野にわたって総合的見地から計画を樹立し、初動態勢を確立することにより防災活動を計画的かつ迅速に行い、計画の有機的活用により、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年（1975年）法律第84号）に基づく、特別防災区域に係る防災については、「愛知県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

(2) この計画は、各防災関係機関が実施計画の作成などにより、具体化を図るものとするが、本市をとりまく諸条件の変化を見きわめるとともに、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときには本計画に修正を加え、逐次完備を図っていくものとする。

2 東海市地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、東海市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする

3 他の計画との関係

水防法（昭和24年（2012年）法律第193号）に基づく「東海市水防計画」及び石油コ

ンビナート等災害防止法（昭和50年（1975年）法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等

第4節 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

1 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 高潮による災害
- (3) 集中豪雨等異常気象による災害
- (4) 大規模な火災
- (5) 危険物の爆発等による災害
- (6) 可燃性ガスの拡散
- (7) 有毒性ガスの拡散
- (8) 航空機事故による災害
- (9) その他の特殊災害

2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- (1) 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域
- (2) 愛知県が設定した洪水浸水予想図（大田川・信濃川水系）（令和3年（2021年）3月26日）

（資料）

- ・ 台風の大きさと強さの分類 ……………（附属資料 p. 1）
- ・ 本市における主な災害発生の記録 ……………（附属資料 p. 3）

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、県民や市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性をかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関又は市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内容
東海市	1 災害予警報等情報の収集伝達 2 災害による被害状況の調査及び報告 3 災害広報

	<ol style="list-style-type: none"> 4 避難の指示 5 被災者の救助 6 給水活動、水道施設の応急措置及び災害復旧 7 災害時の清掃、医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置 8 消防活動及び浸水対策活動 9 被災児童・生徒等に対する応急の教育及び保育 10 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行なう。 11 農作物、家畜、林産物等に対する応急措置 12 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 13 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査 14 交通規制、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持 15 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備 16 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及 17 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動 18 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 県

機関名	内容
愛知県	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 2 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。 3 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。 4 災害広報を行う。 5 避難の指示を代行することができる。 6 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 7 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 8 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 9 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 11 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 12 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 13 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 14 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 15 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。 16 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 17 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。 18 自衛隊の災害派遣要請を行う。 19 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 20 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 21 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 22 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用す

	<p>るとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。</p> <p>23 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。</p> <p>24 名古屋飛行場の防災対策を実施する。</p> <p>25 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。</p>
県警察	<p>1 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関するを行う。</p> <p>2 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。</p> <p>3 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。</p> <p>4 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。</p> <p>5 避難の指示又は警告及び誘導を行う。</p> <p>6 人命救助を行う。</p> <p>7 行方不明者の捜索及び死体の検視を行う。</p> <p>8 災害時における交通秩序の保持を行う。</p> <p>9 警察広報を行う。</p> <p>10 災害時における各種犯罪の取締りを行う。</p> <p>11 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。</p> <p>12 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。</p> <p>13 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。</p>

3 指定公共機関

機関名	内容
西日本電信電話株式会社	<p>1 災害時の情報等の正確、迅速な収集・伝達</p> <p>2 災害時の公衆通信の確保、施設及び設備の早期復旧</p> <p>3 被災した施設及び設備の早期復旧</p>
東邦ガス株式会社(※)	<p>1 ガス供給施設の災害予防措置、地震防災応急対策に係る措置を実施</p> <p>2 被災施設の早期復旧、供給再開</p> <p>(※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)</p>
中部電力パワーグリッド株式会社	<p>1 電力設備の災害予防措置、地震防災応急対策に係る措置を実施</p> <p>2 被災施設の早期復旧</p> <p>3 他社への電力融通</p> <p>4 原子力発電所における事故等の情報提供</p>

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内容
東海市医師会	救護班の編成、医療及び助産活動の実施等
東海市薬剤師会	医薬品等の供給活動の協力等
(自主防災組織) コミュニティ、 町内会・自治会	<p>1 災害予警報等情報の収集及び伝達</p> <p>2 防災用資機材等の点検・確保</p> <p>3 避難行動要支援者等の確認</p> <p>4 避難誘導</p> <p>5 被災者の救助及び応急措置</p> <p>6 市の実施する給水活動等の協力</p> <p>7 消防活動及び浸水対策活動</p>
(産業経済団体) あいち知多農業協同組合、 東海商工会議所 等	被害調査を行い、対策、指導及び必要資機材並びに融資の斡旋等
(文化、厚生、社会団体)	1 被災者の救助活動及び義援金の募集等

東海市社会福祉協議会 日本赤十字社東海市地区奉仕団	2 避難所の運営協力、救援物資の仕分け・配分等のボランティアの受け入れ 3 災害ボランティアコーディネーターの受け入れ 4 炊き出し等の救援活動に関し関係機関に協力
(建築関係団体) (財)愛知県建築住宅センター、 (社)愛知建築士会、 (社)愛知県建築士事務所協会 等	応急危険度判定の実施に協力

(資料)

- ・ 指定地方行政機関、指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
…………… (参考資料 p. 27)

5 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が、防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

第3節 防災組織

1 防災会議

市防災会議は、市の地域に係る防災に関し、市の事務又は業務を中心に、市の区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法第16条の規定により市長の附属機関として設置されており、条例第3条に定める委員をもって構成する。

(資料)

- ・ 東海市防災会議条例 …………… (参考資料 p. 1)